

四日市市告示第119号

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第35条に基づき申請者に貸与している自動車臨時運行許可番号標のうち、使用不能となった番号標について、四日市市自動車臨時運行許可取扱規則（平成3年四日市市規則第1号）第5条第3項の規定に基づき失効したことを告示する。

令和3年3月19日

四日市市長 森 智広

1 許可番号標番号

三重32-34四日市

三重32-89四日市

三重32-49四日市

三重32-92四日市

三重32-53四日市

三重33-04四日市

三重32-54四日市

三重33-15四日市

三重32-58四日市

三重33-30四日市

三重32-60四日市

三重33-34四日市

三重32-67四日市

三重・ ・ ・ 1四日市

三重32-80四日市

三重・ ・ ・ 3四日市

三重32-81四日市

三重201四日市

以上18件

(財政経営部市民税課)